

はじめに

著作物とは…

自分の考えや気持ちを
自分で工夫して、
言葉や文字、形や色、音楽と
いうかたちで表現したもの

はじめに

著作物の条件って…

うまい・ヘタ、年齢、プロ・アマ、
有名・無名、かけた時間、
かけたお金など…

はじめに

著作物の条件って…

~~うまい・ヘタ、年齢、プロ・アマ、
有名・無名、かけた時間、
かけたお金など…~~

関係なし！



はじめに

自身の著作物じゃないもの
ありませんでしたか…？



それ大丈夫！？

はじめに

誰もが**著作権者**に
誰もが**利用者**に

本日のおはなし

著作権

権利制限規定

気をつけたいこと

本日のおはなし

著作権

権利制限規定

気をつけたいこと

「著作権法」の目的

- 著作権法は、著作物等の「公正な利用に留意」しつつ、「著作権等の権利の保護」を図ることで、**新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的**としています。

目的（第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の**公正な利用**に留意しつつ、著作権等の**権利の保護**を図り、もって**文化の発展に寄与**することを目的とする。

- そのため、著作権法では「**著作権等の権利・利益を保護すること**」と、「**著作物を円滑に利用できること**」の**バランスをとることが重要**と考えられており、各種の規定も、このような考え方に基いて制度設計されています。